

## 同性婚法制化に関する国民の懸念に留意した 統一判断を求める署名

「同性婚を認めていない民法などの諸規定は憲法に違反する」として、2019 年から同性カップルらが一斉に国を訴えた 6 件の裁判において、「違憲」5 件、「合憲」1 件と高裁の判断が分かれています（国の賠償責任はいずれも否定）。最高裁は、当事者と国の双方から意見を聞く口頭弁論を開いた上で、早ければ 2026 年度中にも統一判断を示す見通しです。

婚姻について定めた憲法 24 条 1 項には「両性の合意」「夫婦」という文言があり、婚姻は異性間のものとされていることは明らかです。にもかかわらず、14 条 1 項の国民平等の原則等を根拠に「同性婚を認めていない諸規定は、性的指向による差別的な取扱いであり、憲法違反である」とする判断には無理があります。

同性カップルへの差別があってはならず、共同生活を営み、財産を護ることも自由であるべきです。しかし、「婚姻」の定義は別問題です。なぜなら、国家が「男女の結婚」を承認し、法的保護を与えているのは、子供の出生を想定しており、「夫婦とその子」という家族のかたちが社会の基本的な構成単位であるとされてきたからです。2025 年 11 月 28 日の東京高裁判決も、「現行の法律婚制度は、生まれてくる子の出生環境を整えるという観点から実際に有用」とあるという趣旨のことを述べています。

同性カップルへの保護が必要だというなら、相続のあり方や医療情報共有の仕方など、必要な制度の整備を個別に検討すべきであり、婚姻について定めた諸規定を変え、国の歴史や伝統に基づく家族のあり方を根本から変えることには慎重であるべきです。

また、同性カップルが、生殖補助医療により、片方の親のみと血縁関係のある子供を持つ場合、親子関係をどうするのかといった議論も進んでおりません。こうした子供の福祉に関する懸念を踏まえた国民的議論も十分であるとは言えません。

そもそも、同性婚の是非については海外では宗教的論争になっています。最終的には男女を分けて人間を創造された神の心を理解することが欠かせないと考えます。

このような幅広い議論を進める前に、少数の当事者だけの意見を聞いて、司法判断が下されることに強い懸念を抱いています。

よって私たちは、最高裁に次のように求めます。

一、国の家族制度、婚姻制度を根本的に変え、歴史や伝統にも影響を及ぼすという国民の懸念が根強くあること、また、同性カップルの子供の福祉に関する国民的議論も十分に進んでいない現状に留意したうえで同性婚に関する統一判断をすること。

氏名	住所